

基礎研 レポート

特定大規模乗合保険募集人制度導入等に係る保険業法改正

取締役 保険研究部 研究理事 松澤 登
(03)3512-1866 matuzawa@nli-research.co.jp

1——はじめに

2025年3月7日、政府（内閣）は保険業法の改正法を国会に上程した（3月15日付け衆院で可決・参院送付）。これは損保業界で起きた一連の不祥事を契機として2024年12月25日に作成・公表された『『損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ』報告書』（以下、報告書）¹に基づいて、保険業法および政省令・監督指針の改正を行うものである。

報告書の主な問題意識としては、金融担当大臣からの諮問理由である「保険金不正請求事案や保険料調整行為事案等を踏まえ」、顧客本位原則にもとづき「保険市場に対する信頼の確保と、健全な発展を図るために必要な方針について検討を行うこと」である。保険金不正請求事案は、ビッグモーター社が行っていた過剰な保険金請求であり、これには業務改善命令が出ている²。また、保険料調整行為は大手損害保険会社間において保険料を調整していた事案であり、これにも業務改善命令が出ている³。このような損保分野の事例によって、保険業法が改正された。しかし気を付けるべきは、今回の法令等改正は損害保険の保険代理店に係る項目だけでなく、生命保険募集人に係る項目も同様に改正対象となっている点である。

本稿では改正案である保険業法について解説することとしたいが、報告書では政省令および保険会社向けの総合的な監督指針（以下、「監督指針」）についても改正の方向性をいくつも示している。改正が予定される政省令・監督指針については適宜、報告書を参照して記述したい。

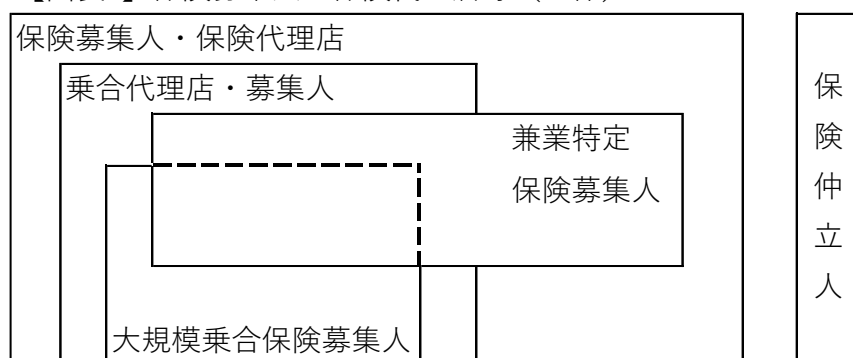
なお、今回の改正では規制ごとに対象となる保険募集人・保険代理店等のカテゴリーが異なるため、読者の便宜のため、下記図表1を利用して、どのカテゴリーが規制の対象となるかを各項目で示す。

¹ 金融庁 HP https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20241225/1.pdf 参照。

² 金融庁 HP <https://www.fsa.go.jp/news/r5/hoken/20240125/20240125.html> 参照。

³ 金融庁 HP <https://www.fsa.go.jp/news/r5/hoken/20231226/20231226.html> 参照。

【図表1】 保険募集人・保険代理店等（全体）



出典：筆者作成（以下、同じ）

また、以下では、現在有効な保険業法を現行法、改正後のものを改正法と呼ぶこととする（政省令等も同様）。

2——保険会社の体制整備

1 | 顧客の利益の保護のための体制整備(改正法 100 条の 2 の 2)

本改正における体制整備の規制対象は保険会社ではあるが、関係する保険募集人は「兼業特定保険募集人」であり、図表 2 の網掛け部分である。

【図表2】 兼業特定保険募集人



現行法 100 条の 2 の 2 第 1 項は、保険会社と、保険会社の親金融機関または保険会社の子金融機関とが、それぞれ顧客と取引を行う際に、顧客の利益が害されないように利益相反を特定し、これを保険会社が管理・記録・保管をすべきことを規定している。この規定は保険業を行う同一グループ内の金融機関と保険会社との情報共有や役員兼任を認めるにあたって、利益相反の発生を抑止するために導入されたものである。なお、本条は生損保両方に適用がある。

改正法 100 条の 2 の 2 第 1 項では、現行条文の①「保険会社の親金融機関または保険会社の子金融機関」とある部分に、「当該保険会社を所属保険会社等とする兼業特定保険募集人」を追加した。また同じく②取引を行う顧客について現行法で『「保険業その他の内閣府令で定める業務」に係る顧客』とあったのを、『「保険業関連業務」の顧客』とした。ここで「保険業関連業務」とは、保険業法 97 条～99 条（保険会社の固有業務、付随業務、法定他業）とされているが、現行法も「保険会社が行うこと

ができる業務（現行規則 53 条の 13）としていることから、改正による実質的な業務範囲に大きな変更はないと考えられる。ただ、③兼業特定保険募集人の顧客についてのみは、「当該保険会社から委託を受けた業務に係る顧客」に限ることが定められた（②とともに改正法 100 条の 2 の 2 注書きのかつこ書き内）。

ここでいう「兼業」については次項にて詳述するが、「特定保険募集人」とは行政に登録を行うべき保険募集人をいう。具体的には、生命保険募集人、損害保険代理店（保険会社から直接募集委託・再委託を受けた者（法人・個人含む）をいい、その役員・使用人を含まない）、および特定少額短期保険募集人⁴を除く少額短期保険募集人をいう（現行法 276 条）。

改正法では兼業特定保険募集人（図表 2 の網掛け部分）に対しては所属保険会社が委託した業務の顧客について、保険会社が利益相反防止措置を取ることとされた。ここでは保険会社が利益相反を管理すべき兼業特定保険募集人は、図表 2 で示した通り、必ずしも後述の大規模乗合保険募集人であるかどうかには関係がないことに注意が必要である。

2 | 兼業特定保険募集人とは

上記 1 で述べた兼業特定保険募集人の定義は、現行法 100 条の 2 の 2 に第 2 項を追加（現行法の第 2 項は第 3 項へ後ずれ）して定めている。兼業特定保険募集人とは特定保険募集人のうち、保険募集⁵以外の業務を併せて行う者をいうとされている。ただし、ここでいう業務は「当該業務の対価にその所属保険会社等から保険契約に基づき支払われる保険金が充てられる業務であって当該保険金の支払いに不当な影響を及ぼすおそれがある業務として内閣府令で定めるものに限る」とされている。

すなわち、今回改正法のもととなったのは、自動車保険の車両保険金が自動車の修理費に充当されるところ、兼業している損害保険代理店が修理費の見積もりから修理実施までを自社で行うような事例である⁶。つまり、このようなケース等に適用があるよう内閣府令が定められる予定である。さらに報告書（p6）では、「監督指針において、不当なインセンティブによる顧客の利益又は信頼を不当に害することの防止が重要であるとの理念を明確化するべきである」とされ、監督指針においてはさらに詳細な記載がなされる予定である。そして報告書（p6）では兼業特定保険募集人に対して「（利益相反の適切な管理）原則の理念を踏まえ、その規模や業務特性に応じた自主的な取組みを促す」こととされている。

上述の通り、利益相反の特定・管理・記録・保管の義務は保険会社に課せられている。しかし、この義務を果たすためには、兼業特定保険募集人側の協力が欠かせない。この点、大規模な兼業特定保険募集人においては、後述の通り、兼業に係る利益相反の管理体制の整備義務を負うことから、代理店と保険会社の情報連携が重要である。

⁴ 特定少額短期保険募集人とは、損害保険に該当する保険のみを募集する少額短期保険募集人のうち、少額短期保険業者から直接募集委託・再委託を受けた者以外をいう。すなわち、特定保険募集人には損保型の少額短期保険募集人の役職員は含まれない。

⁵ なお、ここでいう保険募集は 294 条の 3 第 1 項に規定するものとされている。具体的な意味としては、一般の保険募集に加え、団体（＝会社）が契約者、個人（＝従業員）が被保険者となる団体保険の勧誘が含まれる。後者は、営業職員が会社の職域に立ち入って当該団体保険契約に加入するよう従業員向けの勧誘をするものである（いわゆる B グループ保険）。

⁶ 各種報道によればゴルフボールを靴下に入れて車体にぶつけることで傷を増やし、修理費（＝保険金）を不当に増やしたとされている。

3 | 利益相反管理措置とは

保険会社における顧客利益の保護、特に利益相反管理措置が定められているのは、現行法 100 条の 2 の 2 である。より具体的には現行規則 53 条の 14 に定めがある。現行規則には以下の通り定められている。

- ① 対象取引を適切に特定するための措置
- ② 部門分離、取引方法等の変更、取引の中止または利益を害するおそれがあることの情報開示等により、顧客の保護を適正に確保するための措置
- ③ ①および②に関する方針の策定と開示
- ④ 記録の保存

この点、報告書では、以下の措置を提言している。

- ア) 保険金等支払管理部門と営業部門の分離
- イ) 委託先保険募集人における不当なインセンティブにより顧客の利益又は信頼を害するおそれがある取引を特定したうえでそれを適切に管理する方針の策定・公表
- ウ) 「特定大規模乗合保険募集人」⁷へ委託する際、業務委託に関する方針を策定し、「特定大規模乗合保険募集人」の法令等遵守態勢等を検証するための管理責任者の設置

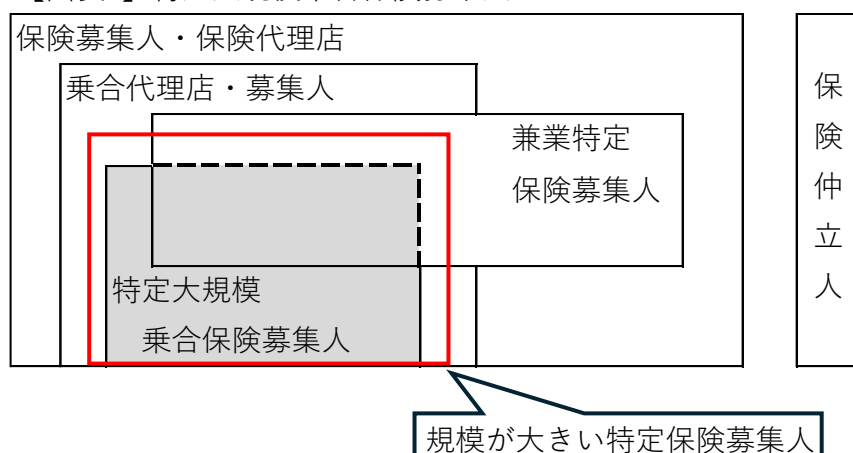
ア)は現行規則で読めそうであるが、部門分離を原則とするのであれば改定が必要となる。他方、イ)、ウ)は現行規則に追記されるものと思われる。

なお、外国保険会社等（現行法 193 条の 2）、保険持株会社（現行法 271 条の 21 の 3）に関しても同様の改正がなされている。

3— 特定大規模乗合保険募集人の業務運営に関する措置(改正法 294 条の 4)

本節によって規制されるのは下記図表 3 の網掛け部分である。

【図表3】 特定大規模乗合保険募集人



⁷ 「特定大規模乗合保険募集人」についてはⅢの1. を参照。

1 | 特定大規模乗合損害保険代理店とは

今回新規に追加される改正法 294 条の 4 第 1 項注書きでは、「特定大規模乗合損害保険代理店」の定義を定めている。特定大規模乗合損害保険代理店とは「損害保険代理店のうち、二以上の所属保険会社等を有する法人であって各事業年度における所属保険会社等から業務に関して受領した手数料、報酬その他の対価の額が内閣府令に定める額以上であることその他内閣府令で定める要件に該当するもの」とされている。

この点、報告書では「保険代理店の規模が大きいほど、保険会社の営業上の配慮が働きやすくなり、営業上の配慮が大きいほど、保険代理店に対する適切な管理・指導等の機能が弱まりやすくなる構造が認められた」とし、「乗合代理店のうち、事業報告書の提出等が義務付けられている規模が大きい特定保険募集人（2022 年度において 450 社程度存在。図表 3 で吹き出しにより部分）の中で、一定規模以上の特定保険募集人（以下「特定大規模乗合保険募集人」という。）に対して、体制整備義務を強化」とされていた。このように現行法で定める「規模が大きい特定保険募集人」よりもさらに大規模な保険募集人に規制対象を絞ったのは当局のリソースの集中のため等と説明されている⁸。

補足すると、現行法上「規模が大きい特定保険募集人」とあるのは、募集委託を受けた保険会社が 15 社以上か、または年間手数料収入額が複数の保険会社から 10 億円以上などの条件を満たす特定保険募集人⁹を指す（規則 236 条の 2）。そして規模が大きい特定保険募集人のうちでも、特に規模の大きな特定大規模乗合損害保険代理店には次項以降に説明する体制整備義務が課せられる。

なお、次項で述べる体制整備義務について、改正法では特定大規模乗合損害保険代理店のみに適用されると規定されているが、金融庁の資料によれば「生命保険代理店に対しても同じ措置を規定する予定」とされている¹⁰。生命保険代理店という用語は保険業法にないので、どのような規定の仕方になるかは不透明であるが、いずれにしても特定大規模乗合損害保険代理店の規制は、大規模な乗合生命保険募集人にも適用される予定である。そのため、以下では、「特定大規模乗合損害保険代理店」と、今後政省令で規定される予定の大規模な乗合生命保険代理人とを併せて「特定大規模乗合保険募集人」と表記する。

2 | 特定大規模乗合保険募集人の体制整備義務

まず兼業特定保険募集人であるかどうかにかかわらず、特定大規模乗合保険募集人に課せられる体制整備義務がある（改正法 294 条の 4 第 1 項 1 号～3 号）報告書も参照しつつ述べると、以下の通りである。

- ①営業所ごとの法令等遵守責任者を設置 営業所ごとに保険募集の業務を行う役職員に対し、法令等を遵守して保険募集を実施するために必要な助言又は指導を行う者を設置すること（1 号）
 - ②本店又は主たる事務所に統括責任者を設置 本店又は主たる事務所に法令等遵守責任者を指揮するとともに、特定大規模乗合損害保険代理店の役職員に対し、法令等を遵守して保険募集を実施するために必要な助言又は指導を行う者を設置すること（2 号）

⁸ 報告書 p 5、注 6

⁹ 特定保険募集人については上述Ⅱの 1.を参照。

¹⁰ 金融庁 HP <https://www.fsa.go.jp/common/diet/217/01/setsumei.pdf> 参照。

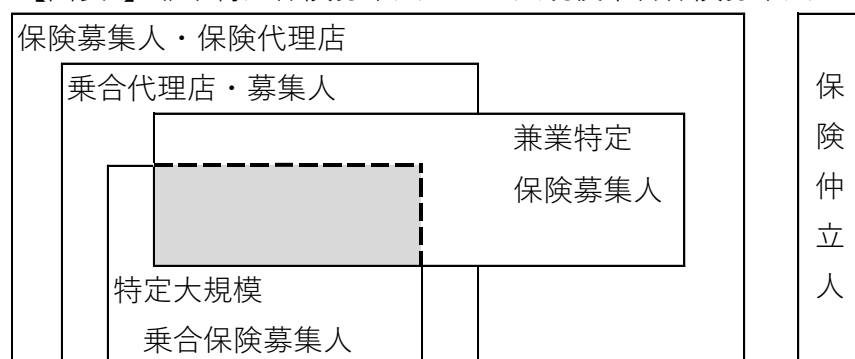
1号、2号に関連し、報告書（p7）では法令等遵守責任者と統括責任者には一定の資格要件を求めることとし、そのための試験制度を新設することとされている。また、苦情処理体制は以下の通りである。

③苦情処理に関する体制整備 保険募集の業務に係る苦情を受け付けるための体制の整備、当該苦情の処理に関する記録を作成しこれを保存することその他の保険募集の業務に係る苦情の適切かつ迅速な処理を確保するために必要な措置として内閣府令で定める措置

3 | 兼業特定保険募集人である特定大規模乗合保険募集人の体制整備義務

本規制が関係するのは、図表4の網掛け部分のみである。

【図表4】兼業特定保険募集人である大規模乗合保険募集人



兼業特定保険募集人については、上記Ⅱの2.で述べた通りであるが、兼業特定保険募集人である特定大規模乗合保険募集人には、上述の体制義務に加え、以下の体制整備義務が課せられる（改正法294条の4第1項4号イ、ロ）。

- イ) 保険募集以外の業務（保険金の支払請求に関するものに限り）¹¹が保険金等の支払に不当な影響を及ぼさないように適切に監視¹²することその他、特定大規模乗合保険募集人又は所属保険会社等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることを防止するために必要な措置として内閣府令で定める措置
- ロ) 保険募集以外の業務に係る苦情を受け付けるための体制の整備、当該苦情の処理に関する記録を作成しこれを保存することその他の保険募集以外の業務に係る苦情の適切かつ迅速な処理を確保するために必要な措置として内閣府令で定める措置

上記イ) に関して報告書（p6）では以下の記載がある。

¹¹ この背景として、ビッグモーター（BM）事件において、簡易査定という保険募集人を信用した取り扱いを損害保険会社が認めていたところ、BMが自動車修理業での収益獲得のために簡易査定を濫用して、不必要に多くの修理代金を保険金として請求していたことがある。

¹² なお、保険募集業務自体が保険金等の支払いに不当な影響をおよぼすことを抑止する保険業法上の規制はない。ただし、若干規制趣旨が異なると思われるものの、銀行の保険窓販に関して、保険会社に過剰なリスクを負わせるような圧力行為（引受審査基準の緩和等）について、公正取引委員会のガイドラインが出ている。公正取引委員会

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/kinyukikan.html> 参照。

- (i) 不当なインセンティブにより顧客の利益又は信頼を害するおそれのある取引を特定した上で、
- (ii) それを適切に管理する方針の策定・公表
- (iii) 不当なインセンティブにより顧客の利益又は信頼を害することを防止するためのその他の体制整備（修理費等の請求に係る適切な管理体制の整備等）を求めることが必要

したがって、今後策定される政省令には、兼業特定保険募集人である特定大規模乗合保険募集人が行うべき取引の特定、指針の策定・公表、修理費等の請求に係る適切な管理体制の整備等が書き込まれることになろう。

4 | 特定大規模乗合保険募集人のその他の体制整備義務

特定大規模乗合保険募集人の体制整備義務を定める改正法 294 条の 4 第 1 項 5 号には「その他内閣府令で定める措置」との規定がある。この点、報告書を参照すると、以下のような措置が求められると想定される。なお、適用範囲は図表 3 で示した通りである。

- ①顧客本位の業務運営に基づく保険募集を確保する観点からの保険募集指針の作成・公表・実施
- ②内部通報に関する体制の整備
- ③独立した内部監査部門を設置する等、内部監査体制を強化すること
- ④保険会社が保険代理店に係る不祥事件届出書を当局に提出した場合、同保険代理店自身が、同不祥事件届出書に係る情報を他の所属保険会社等に通知すること

4——保険会社による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止(改正法 300 条 1 項 5 号・8 号)

1 | 特別の利益提供の禁止(その 1—保険会社等によるもの)

報告書（p 15）では「保険業界の慣行の中では、保険契約者の『グループ企業』のサービスの利用や物品の購入、役務の提供（出向等を含む）等の『便宜供与』も存在しており、この実績が保険契約の締結に重要な影響を及ぼしているおそれが明らかになった」とし、「このような便宜供与は、取引の公平性をゆがめてしまうだけでなく、保険商品・サービスの内容で競争することが求められる保険会社の活力を失わせてしまうおそれもある」としている。

これを受け、保険会社等の特別の利益の提供を禁止する現行法 300 条 1 項 5 号が「保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約し、または提供する行為」とあるところ、下線を付した部分を以下の通り改定した。

まず改正法 300 条 1 項 5 号では「又は被保険者」とあるところを「若しくは被保険者またはこれらの者と内閣府令で定める密接な関係を有する者」とし、「割戻し」とあるのを「又は割戻し、物品の購入、役務の提供その他の取引であって取引上の社会通念に照らし相当であると認められないもの」に改定することとした。

前者は、禁止される特別の利益の提供先を広げるもので、たとえば保険会社による保険契約者のグループ企業である企業代理店への利益提供なども、社会通念に照らし相当性を欠く場合、禁止されることとなる。後者は利益とされるものを広げるもので、たとえば保険会社から保険契約者（法人）のグループ会社への出向なども社会通念に照らし相当性を欠くようなものは含みうる。またグループ企

業からの過度な物品・サービスの購入なども禁止されることとなる。

なお、私見では、社会的に相当性を欠くとは、独立した企業間において対象となる保険契約がなければ生じなかっただろう取引等が行われたときを指すものとする¹³。

2 | 特別の利益提供の禁止(その2—保険会社の特定関係者によるもの)

保険会社等の特定関係者が保険契約者等に特別の利益の提供を約し、あるいは提供していることを知りながら、保険会社等が保険契約の申込をさせる行為も禁止されている（現行法 300 条 1 項 8 号）。ここで特定関係者とは、当該保険会社の子会社、主要株主、保険持株会社、保険持株会社傘下の兄弟会社等が含まれる（現行令 14 条）。

現行法 300 条 1 項 8 号に、利益の提供先として現行法で「当該保険契約者若しくは被保険者に」とあったものを改正法 300 条 1 項 8 号では「当該保険契約者若しくは被保険者又はこれらの者と内閣府令で定める密接な関係を有する者に」に改定し、提供先を拡張している。この「密接な関係を有する者」は内閣府令で定められるが、いわゆるグループ会社が含まれることとなろう。

そうすると具体的には、保険会社が、自社のグループ会社が保険契約者のグループ会社から、社会通念上相当性を欠く金額の商品・サービスを購入していることを知りながら、保険契約者に保険申込みをさせる行為が禁止されることとなる。

3 | 特別の利益提供の禁止(その3—潜脱行為等)

保険会社等は、その特定関係者が保険者として引受ける保険契約の締結又は保険募集に際して、特別の利益の提供を約束、又は提供する行為が禁止されており（現行法 301 条 1 項 1 号）、その潜脱行為も禁止されている（同 2 号）。これは二社以上の保険会社が親子法人等である場合に、一方の保険会社が他方の保険会社の保険募集に際して特別の利益の提供をすることを禁止する条文である。

また、保険持株会社等およびその子会社（保険会社等を除く）は、保険持株会社の子会社である保険会社等の保険契約の締結又は保険募集に際して、特別の利益の提供を約束、又は提供する行為が禁止されており（現行法 301 条の 2 第 1 項 1 号）、その潜脱行為も禁止されている（同 2 号）。

これらの条文においても上述のところと同様に特別利益の提供先に密接な関係を有する者が含まれるように改定される（改正法の条文番号は現行法と同じ）。

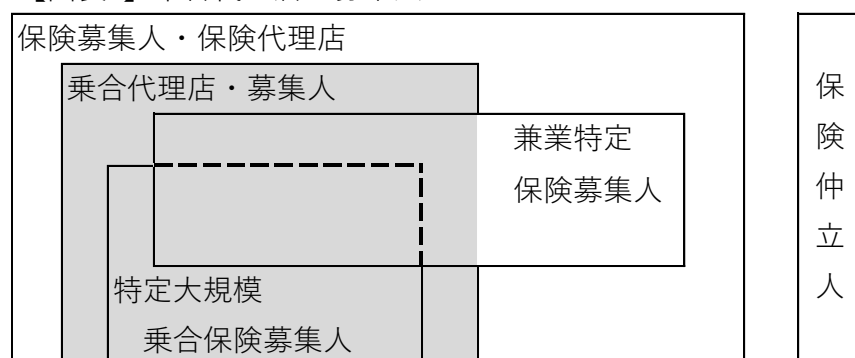
5——比較推奨販売・保険仲立人

1 | 乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保

報告書（p7）では乗合代理店の比較推奨販売を問題視している。本項の規制範囲は図表 5 の網掛け部分である。

¹³ いわゆるアームズ・レングス・ルール（現行法 100 条の 3）と同様と考える。

【図表5】 乗合代理店・募集人



現行法の乗合保険募集人による比較推奨販売は以下の2方法が認められている（現行規則227条の2第3項4号ロ、ハ）。

ロ 複数の保険会社の商品を比較して提案しようとする場合には、顧客の意向に沿った比較可能な保険契約の概要およびその提案の理由

ハ 複数の保険会社の商品を比較選別しないで提案をしようとする場合は、その提案の理由

このうち、ロは顧客の意向に沿った推奨販売であるが、ハは「特定の保険会社との資本関係やその他の事務手続・経営方針上の理由」を説明することになっている（監督指針Ⅱ-4-2-9）。

報告書では「乗合代理店が保険会社からの便宜供与等の見返りとして、顧客に対して特定の保険会社の商品を優先的に推奨していたとしても、顧客に対してその理由を適切に説明していたとするならば、直ちに法令違反とはならない」と認めつつ、この様な販売方法は「顧客の適切な商品選択を阻害し得るものであり、最善の利益を勘案して誠実かつ公正に業務を遂行する義務を果たす観点からは適切な対応とは言えない」とする。

このため、報告書（p8）では、乗合代理店が比較推奨販売を行う場合には、

「・顧客の意向に沿って保険商品を絞り込む

・同保険商品の絞り込みに当たっては、顧客が重視する項目を丁寧かつ明確に把握した上で、意向に沿って保険商品を選別し、推奨する

ことを求めていくべきであり、その際の留意事項等については、今後、監督指針等において可能な限り明確化が図られる必要がある」としている。

なお、上記現行規則のうち顧客意向以外の理由で提案する条文（上記ハ）にも一定の合理性が存在する¹⁴。この条文が今後どうなるかは注視しておきたい。

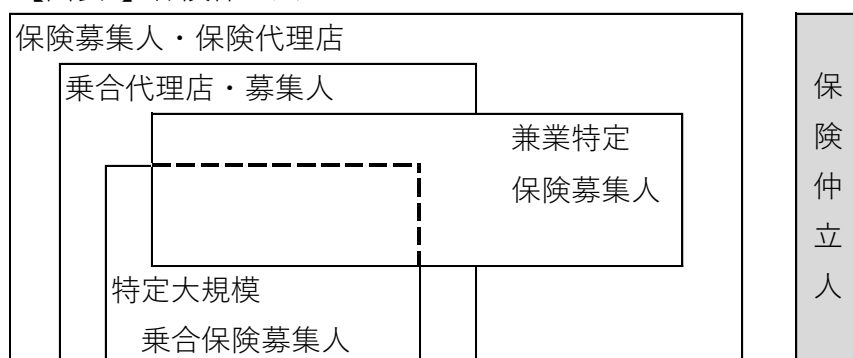
2 | 保険仲立人¹⁵の活用促進

本項で述べる改正対象は図表6の網掛け部分である。

¹⁴ たとえば乗合代理店が、以前より長期かつ安定的に系列保険会社に媒介を行っており、かつ顧客からの信頼も得ているようなケースでは系列保険会社の商品を推奨することは肯定的に考えられるだろう。

¹⁵ 保険仲立人（一般に保険ブローカーと呼ばれる者の保険業法上の名称）とは、顧客から指名を受け、保険会社から独立した存在として中立的な立場から、リスク分析等により見出した顧客ニーズに合致する保険の設計や提案を行い、その結果、顧客から委託を受けてその顧客のために誠実に保険契約の媒介を行う者（日本保険仲立人協会 HP より引用）をいう。

【図表6】 保険仲立人



これまで改正法および報告書を見てきたが、そこでは「公正な競争のもと、いかに顧客利益を確保するか」が課題とされてきた。この点、報告書(p11)では、保険仲立人が「顧客から委託を受けて、保険会社から独立した立場から顧客に最もふさわしい保険商品をアドバイスする役割を担う」ものとしており、保険仲立人の制度活用が今回の課題の解の一つとなるだろう。

しかし報告書(p12)によれば保険仲立人の取扱い保険料のシェア率は 0.9%(2023 年度)に過ぎず、報告書では保険仲立人に対する規制を以下の通り改定することを提言している。

- ①現行監督指針(V—5—1)では、保険仲立人の仲介手数料は保険会社に請求することになっている。報告書(p12—p13)は仲介手数料を顧客にも請求することを認めるように提言している。なお、その場合、報告書(p13)は「保険仲立人は顧客に対して、手数料を、保険会社から全額受領するか、顧客から全額受領するか、顧客と保険会社の双方から受領するかをあらかじめ説明する」ととし、かつ、まずは企業向け保険のみを対象とすることを提言している。
- ②現行法 291 条では、顧客に損害が発生した場合に備えて、保険仲立人は供託所に保証金を供託することとされている。供託金は過去 3 年間の手数料・報酬の合計額とされているが、最低額は 2000 万円とされている(現行令 41 条)。報告書(p13)はこのうち、現行法の最低額である 2000 万円を 1000 万円に下げるよう提言している。なお、供託金の額そのものは今後の活動状況を見極めたうえで改めて検討することとしている。
- ③現行監督指針(V—4—1)では、保険仲立人と保険募集人の共同取扱いを認めていない。報告書(p14)では、「保険仲立人と保険代理店等が各々の役割及び責任分担を事前に顧客に説明する等の保険契約者の誤認防止措置」を前提として保険募集人との共同取扱いを可能にするよう提言している。
- ④現在保険仲立人が媒介可能な保険契約の中には、個別審査の上で許可を受けて外国保険業者と行おうとする保険契約が含まれていない(＝顧客本人が行う(現行法 186 条 2 項))。報告書(p14)では、「保険仲立人が同許可に係る保険契約の締結の媒介を行うことを可能にする必要がある」としている。
- ⑤現行法には、保険仲立人が不祥事を起こした際の当局への届出義務は課せられていない。現行法 290 条において、保険仲立人の届出義務を列挙しているが、そこには不祥事報告は含まれていない。報告書(p15)では、不祥事案の届出義務を課すことを提言している。

6——企業内代理店

1 | 企業内代理店の実態

報告書に先立つ有識者による報告書¹⁶では、企業グループが保有する企業内代理店について以下のような課題が指摘されている。

- ・ 損害保険会社の保険代理店である一方、顧客企業と人的・資本的に密接な関係を有しており、その立場は不明確である。
- ・ 実務能力の乏しい保険代理店であっても、グループ企業等への保険募集を行ってさえいれば、損害保険会社から一定の手数料収入が得られ、保険代理店として存続できる実態もある。
- ・ 損害保険会社から企業内代理店に支払われる手数料は、保険料の実質的な割引になっているおそれがある。

これを受け、金融庁において実態把握をしたところ、企業内代理店は 9350 社であり、各大手損害保険会社における収入保険料上位 300 社のうち 256 社が企業内代理店であった。また、企業ヒアリングによると、企業内代理店の保険募集人はごくわずか、あるいは兼務が多いという側面がある一方で、保険契約者のニーズを把握できることやリスクマネジメントに貢献している保険代理店もあるとのことであった（報告書 p 16～p 17）。

2 | 企業内代理店の特定契約比率規制の見直し

現行法 295 条 1 項は損害保険代理店¹⁷について、主たる目的として自己契約（自己又は自己を雇用している者を保険契約者又は被保険者とするもの）の保険募集を行ってはならないとする。ここで主たる目的とあるのは、自己契約に係る年間保険料を募集契約全体に対する割合が 100 分の 50 を超える場合を指す（現行法同条 2 項）。また、監督指針Ⅱ-4-2-2 では「自己契約」と、「特定契約」すなわち自らと人的又は資本的に密接な関係を有する者を保険契約者又は被保険者とする保険契約を併せて 100 分の 50 を超えないこととされている。

ところでこの「自己契約」「特定契約」に係る年間保険料として、2008 年施行保険業法以前から存在する損害保険募集店に対しては、自動車・火災・傷害保険に限定する経過措置がある（現行規則附則 19 条）。報告書（p17）ではこの経過措置を 3 年間の準備期間を置いて撤廃することを提言している。

また、「特定契約」の範囲について報告書（p17）では「規制の潜脱を防止する観点から、必要に応じて、その範囲の調整を検討するべきである」としている。

3 | 企業内代理店の特定契約比率規制からの除外

報告書（p18）では、「特定契約比率規制は、『保険料の実質的な割引・割戻しの防止』及び『損害保険代理店の自立の促進』を目的としたものであり、この 2 つの観点から問題がないと考えられる企業

¹⁶ 金融庁「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」報告書(2024 年 6 月 25 日)

¹⁷ 生命保険募集人については監督指針Ⅱ-4-2 において、生命保険会社がその保険募集人に対して特別利益の提供に違反するような募集を行わないよう指導することとされている。

内代理店については、同規制の適用除外の枠組みを設けることが適切である」としている。そして、以下の2点を考慮して適用除外を設けることが提言されている。

- ・保険代理店として十分な実務能力を有しており、もって親会社等からの自立が図られていると認められること（一定の態勢整備の要件）
- ・企業内代理店が受け取る手数料について、親会社等を保険契約者とする保険契約に係る保険料の実質的な割引が生じていないと認められること（手数料の適正化の要件）

なお、保険仲立人に対しても損害保険商品を販売する際に「特定契約比率規制」の適用があるが、これについても報告書（p19）では「保険仲立人が手数料を顧客から受領する場合には、顧客から委託を受けるという保険仲立人の立場が明確になることに加え、同手数料の水準にかかわらず保険料は一定であることから、このような場合には、特定契約比率規制の適用除外とすることが適切であると考えられる」としている。

7——火災保険の赤字解消

改正予定項目は本文に記載した通りだが、報告書には最後に保険料調整行為に関連して「4. 火災保険の赤字構造の改善等」が記載されている。生命保険業界とは関連性がないため簡単に解説する。そこでは、「火災保険の赤字が常態化し、ボトムライン（利益）の改善が求められるようになったにもかかわらず、損害保険会社において更改契約を落とせない等のトップラインに係る営業上のプレッシャーも強まっていた結果、リスクに応じた適切な保険料を提示することが困難になるケースもあったと考えられ、それが今般の保険料調整行為事案の背景にあったと考えられる」としている。

これを簡単に言えば、引受けても赤字となる保険であるにもかかわらず、経営上の理由から販売量を落とせないため、保険料を他社と調整することでその帳尻を合わせようとしたということだと思われる。このため、報告書（p20～p22）では以下が提言されている。

- ・リスクに応じた保険料を収受するため、参考料率の更なる見直し
- ・中小損害保険会社も参加できるようにするため参考純率算出および標準約款作成の対象となる保険種目の拡大
- ・当局による商品管理態勢等に係るモニタリングの高度化

保険料調整行為を防止するためには、各損害保険会社の営業担当者がお互いに連絡を取らないというのが最も素直で簡明な対策ではあるが、その背後にある業務の実態の改善を図ることは意味のあることだと考える。今回の改正を機として、健全な競争が促進されることを期待したい。

8——おわりにかえて

ここで、生命保険業界がどのようなことに留意すべきかをまとめることでおわりに代えたい。

ひとつめは、特に大規模な乗合生命保険募集人については法令遵守責任者の配置や苦情処理や顧客利益保護に関する体制整備などが求められる。整備主体は乗合生命保険募集人ではあるが、バックオ

フィス体制がそれほど厚くない特に大規模な乗合生命保険募集人も存在するだろう。この点、募集委託する保険会社がマニュアル作成などを通じて代理店の体制整備の方向性や保険募集人の活動の基本などを代理店に対して指導していくことが考えられる。

ふたつめは、特別利益の提供である。保険料の割引や割り戻しだけでなく、「物品の購入、役務の提供」も特別の利益として、その提供が禁止された。現時点において、生命保険の募集に関連して社会通念上不相当とされる物品購入や役務提供が確認されている事例は見当たらない。ただ、改正法施行後において、その提供の禁止される特別利益が金品に限定されていると保険募集人が誤って理解しているおそれが生じかねない。このあたり、教育の充実が望まれる。

以上の通り、損害保険業界での一部代理店の不祥事から起因した一連の事案の発生及び議論の経過を経て、法令等の改正（予定も含む）がなされた。結果として、生命保険業界にも大きな影響を及ぼすことになった。改正内容をよく確認し、実務の対応を堅実・円滑に行うことが各生命保険会社に期待される。